

令和3年度8月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 8月23日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 1名

11 小泉 幹雄

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 議案第5号 邑南町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただ今より当農業委員会の第5回総会を開催させていただきます。 (会長あいさつ)</p> <p>それじゃあ本日の審議に入りたいと思いますが、本日は法3条関係が。今日の議事録署名人は植田委員さんと沖田委員さんをお願いをします。本日の審議案件は3条が5件、4条が3件と、別段の面積について1件、基盤強化法による農地中間管理権の取得が4件、それから3条3による相続等の届け出がまあ若干ありますが。5号議案として、邑南町農地パトロールの詳細についてはその他の項目で説明がありますが、その前段で当農業委員会の農地パトロールの実施要領を制定することになっておりますので、その件について審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは最初は法3条関係について、事務局の方から説明をお願いします。その後担当の委員の方から聞き取り調査、現地調査の結果についての報告をいただきたいと思います。それじゃあお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、よろしく申し上げます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は5件です。</p> <p>まず申請番号033-15、農地の所在は中野××、登記地目田、面積942㎡、同じく農地の所在中野××、登記地目田、面積1000㎡、3条の無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-16、農地の所在は高見××、登記地目田、面積1778㎡、無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は◎◎◎◎です。</p> <p>続きまして申請番号033-17、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積182㎡、同じく高見××、登記地目田、面積1482㎡、同じく高見××、登記地目田、面積1997㎡、同じく高見××、登記地目畑、面積86㎡、同じく高見××、登記地目畑、面積189㎡、同じく高見××、登記地目田、面積267㎡、同じく高見××、登記地目田、面積806㎡、同じく高見××、登記地目畑、面積180㎡、同じく高見××、登記地目畑、面積109㎡、同じく高見××、登記地目田、面積240㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は▲▲▲▲、譲受人は◎◎◎◎です。</p> <p>続きまして申請番号033-18、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積872㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-19、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積1333㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積3056㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積2263㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。</p> <p>以上5件です。</p>
<p>議長 9番</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは033-15の案件ですが、日野委員さん、報告をお願いします。</p> <p>それでは申請番号033-15番の無償の所有権移転についてご説明致します。譲り渡し人○○○○さんからの、近隣の●●●●さんへの案件でございますが、次のページ、地図をちょっと見ていただきますと、場所を説明します。次のページ</p>

の地図、左側の図面、地図に町立石見中学校とありますが、それから、その交差点から約 200 メートルくらい上ったところに位置する現地でございます。譲り渡し人、〇〇〇〇さん、現在福岡にお住まいでございます、受け人の●●●●さんはもう十数年前からこの〇〇〇〇さんの田んぼを耕作されておるといふ風に話を聞きました。去る 8 月 18 日に上田義憲推進委員さんと共に現地確認をチェックシートに従って行いました結果、別に問題はないといふ風に二人で判断を致しましたのでよろしくお願い致します。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。上田推進委員さんは今日はお見えになつてられますか。

9 番

欠席です。

議長

はい、ありがとうございます。それじゃあ担当の日野委員さんの方からもご報告がございましたので、これより 033-15 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見ご質問を受け付けますので、挙手をして発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、本案件について採決を行いたいと思います。033-15 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。前回一致で当委員会としては許可相当と決定致します。

続いて 033-16、玄羽委員さん。

12 番

すいません、申請番号 16 番と 17 番を続けてやらしていただきたいと思うんですが。所有者の方がですね、16 番と 17 番の方々がご夫婦ということでありまして、続けてやらしていただければと思います。

議長

はい、分かりました。結構です、どうぞしてください。

12 番

それじゃあ了解いただきましたので、申請番号 033-16 と 17 の許可申請についてです。説明をさせていただきます。それと申請地はですね、地図を見ていただきたいと思いますが、荻原集落の方になりまして、主要地方道路仁摩邑南線の高見川沿いに 11 か所申請地がございます。今月 17 日に推進委委員の小笠原さんと現地の確認と、譲り受け人の◎◎◎◎さんからお話をお伺いを致しました。で、先程も言いましたけども、033-16 は◎◎◎◎さんのお母さんということで、033-17 が◎◎◎◎さんのお父さんということでございまして、ご両親からの生前贈与という、こういう形になります。譲り受け人の◎◎◎◎さんは 3 年前に両親高齢ということで帰られまして、それからすぐに農業の方を取組んでおられます。で、田んぼの、稲作の方はですね、今収穫の時期を待つ状態になっております。畑の方は野菜や、時期時期の野菜やえごま、これは川本に持っていかれるということでございましたけども、とかビニールハウスを建てられてぶどうの栽培もやっておられます。大変意欲的にですね、取組んでおられるということがまあ現地を見ても話しの中でも強く感じました。それと農作業に必要な機械も揃っておりますし、チェックシートに照らし合わせてみましても全く問題はありません。

議長	<p>よろしく審議のほどをお願いを致します。</p> <p>はい、ありがとうございました。033-16 と 033-17、これあの譲り渡し人はご夫婦で、譲り受け人がご子息で、生前贈与というような形になるようなお話でしたけども。本案件について、一応採決等については一括という訳にはまいりませんので、033-16 の案件について、まず質問を承ります。発言を受け付けます。</p>
12 番 議長	<p>ございませんか。</p> <p>生前贈与という形になると、営農を既にされとるということになるが、別に問題はないのかなと思いますし。これは玄羽さん、◎◎さんというのがご子息になるんだよね。</p> <p>そうです。</p> <p>この方とお父さんお母さんのご住所が違うんですけど、同居はしておられませんか？</p>
12 番 議長	<p>家は別個です。</p> <p>分かりました。033-16 について、ご意見ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので本案件について採決を行います。033-16 の案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
10 番	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 033-17 の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手して発言してください。</p>
12 番	<p>◎◎さんという方、年齢はいくつくらいなんですか。</p>
10 番	<p>62 才です。</p>
10 番 議長	<p>はい、分かりました。</p> <p>他にございませんか。宮本さん、いいです？他にご意見ございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
13 番	<p>ないようですので採決を行います。033-17 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 033-18 の案件、服部委員さん。</p> <p>よろしく申し上げます。033-18 について、ご説明致します。土曜日の日に田中委員とこの■■さんと現場に行きまして、現地とお話を聞いて参りました。■■さんはですね、2 年前に郵便局を早期退職されまして、現在は専業農家として仕事をされていらっしゃる。で、ちょっと場所をいいますと、この地図を、目印的なものはこのりんご園しかないんですが。東西にこの道路が通っておりまして、ずっと右側の方に行きますと瑞穂中学校がある道路でございます。実は先月 5 条の方の申請をさしていただいている場所がですね、今回のこの四角の手前に三角形のところ、ここが住宅ということで先月 5 条の方で承認いただいたところでございます。その上側のところ。これ畑にはなっておりますが、今回の</p>

議長 事務局 議長	<p>物件がこちらということで。まあお聞きした話の内容ですと、購入に当たってこの□□さんのところですけど、この1枚を全部買ったらしいんですけど、ここの農地の部分と宅地を、分筆等されて申請を出されたそうでございます。で、まあ宅地の方を先月ご承認いただいて、今月はその上の農地の方を、今回の案件となっております。場所的には水とかちょっと、田んぼという訳にはいかないのですが、■■さんは蕎麦を作ってらっしゃるんですけど、蕎麦を作ろうかなという風にちょっとおっしゃってました。チェックリストを見ても特に問題はないと思いましたが、よろしく審議のほどお願い致します。</p>
10 番	<p>はい、ありがとうございます。田中委員さん、今日お見えになってますか。休みです。</p> <p>はい、分かりました。それでは服部委員さんの方からの報告が終わりましたので、これより 033-18 の案件について審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>ちょっとこの地図で見ると現地の方の周辺は畑ばかりなんですかね。田んぼはないような感じに見える、ちょっとまあ、特に問題はないんですが、ちょっと珍しいって言やあおかしいが、ちょっとそこら辺、ちょっと現地見られて、見とってんならお聞かせ願いたいと思います。</p>
13 番	<p>道路をです、これを挟んで下側は田んぼなんですけど、その上の方はりんご園があるが如くちょっと水がかなり難しいところでございます、ほぼ畑のような感じでございます。住宅がですね、ところどころにありますけども、基本的には道路から下側の方は田んぼですけど。ちょっとあの、下のとこの右の方の点々のあるところがありますよね、ここはちょっとした丘というか大地というか、ここは畑なんですけど。田んぼとしてはこの左下です。あそこ辺りは田んぼのような形に。ちょっとまあ、どちらにしても水はでもあまりよろしくないような場所でございます。この道路から上側ってのはちょっと、出来ないことはないと思うんですけども、まありんご園があるがごとく水田というような感じの場所ではない。特に何も、だだっ広いと言ったら変ですけども、のっぺらってというような平地というか、丘になっているような状況で。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、よろしいですか。他にはございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので 033-18 の案件について採決を行います。許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
3 番	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。</p> <p>続いて 033-19 の案件。</p>
議長	<p>この 19 の案件ね、ちょっと会社が関係する案件なので。退出させていただきます。</p> <p>はい、分かりました。19 の案件、まあ▼▼▼▼さんという方が譲り受け人になっておられますが、大石さんが※※※※さんの方に勤務されておりますので、ご</p>

	<p>本人が当事者ということではございませんけども、一応ご本人のご希望もございましたので退席を認めたいと思います。それではこの案件については植田委員さん、ご報告をお願いします。</p>
7 番	<p>3条の 033-19 についてご説明を致します。場所は地図をご覧いただければなんですが、皆さんご承知の通り、****の**の裏、広い圃場のさくらんぼ園になります。平成 11 年の 11 月頃に観光の目玉としてさくらんぼ園を開業するというようなことから、知人の紹介でこの申請地と決めて、所有者からの条件として最終もし何か辞めるようなら元の農地、田んぼに戻して解約契約をして欲しいということで契約をされまして、現在に至っております。今回は所有者の意向で、転居されておりますのでこちらに帰るようなこともないということから、資産の処分というようなことも含めながら何とか土地を購入していただけたらどうかというような話がありましたので、事業継承者である****の社長の方へ話が進んで今回の申請となりました。現在は果樹園として使用していますが、この一帯水路等調査致しましたが管理されていますので、もし何かあった時にでも元の田には復旧することも可能であろうということで確認を致しました。今日欠席でございますが、森脇推進委員さんと現地で****の社長、▼▼▼▼さま及び当初の発起人であります#####さま等にも同席してもらって聞き取り及び周囲の状況、チェックシートを見ながら確認をしました。特に現状はそういうことで、果樹園として使ってもらえますが、今回の有償の所有権移転ということには特に問題ないと思いますのでひとつ審議の方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。森脇推進委員さん、本日ご欠席ということで植田委員さんの方から本案件についてご報告を今していただいたところです。これより 033-19 の案件について審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますので挙手をして発言してください。</p>
10 番	<p>皆さん現地は知られとると思うんですが、これ現地もう果樹園、大きな木の根っこが。果たしてこんなもんが田で登録出来るんか、復旧出来んけえ山でも畑でも池でもいいじゃないかいう言い方するもんなのか。まあさくらんぼなんで、これ田を、現行畑なんにそのまんま譲り受け人、譲り渡し人を許可、この場合なら畑とか果樹園を変えるいう手続きも必要になるんじゃないんですかね。ええんですかね、こがあなものはこのまんまで。</p>
議長	<p>これは、私の見解で言えば、今までは借地契約して、借りて、土地代払ってやられとった訳ですよ。それは借地契約は田としての地目のままで借地になつとると思うんですが。それを▼▼さんの方が買い取られて、今度、今宮本さんが言われるように果樹園、畑に地目変換するとか、宅地のところは宅地に地目変換するとか、いうのは今度は譲り受け人の▼▼さんの方がやられるのが筋でないかという風に思うんですが。今までは田んぼと、借地契約する時には田んぼのままで、地目のままで貸し付けして、それを実際畑として耕作されとった訳ですが、今後▼▼さんが買い取られたということになれば、そういう同じ農地でも畑にする、今さくらんぼ園に該当する面積のところについては畑に地目変換をするとか、**の敷地になつとるところについては宅地に地目変換するということは▼▼さ</p>

	<p>んの方で、譲り受け人である▼▼さんの方でやれんとちょっと。譲り受け人の方が地目を変換してということはちょっと無理があると思うんですよ。実際に使われとるのは▼▼さん、というか会社の方が使つとる訳ですから、それは▼▼さんの方でやってもらうようになるんじゃないかと思いますがね。どうなんですかね、その辺は。</p>
事務局	<p>今言っていましたけど、畦も残って、水を溜めようと思えば用水路も確保されておるので、現状は果樹園、樹園地のような状況で利用されてると思いますけども、将来的に、植田委員さんもおっしゃったように、さくらんぼの木を抜いて田に戻そうと思えば不可能ではないということだと思いますので、今回の所有権移転に関しては登記地目は田のままで問題はないのかなと思います。で、課税上はですね、また田と違って現況の課税になるとと思いますので、樹園地などで課税をされることになると思いますので、登記地目は田んぼのままで問題ないんじゃないかと思いますけど。</p>
10 番	<p>それでもまた農地パトロールなんかした時に、あそこは田になつとるのになんでだろうということに、いう形になるんじゃない。何のための農地パトロールということになるんじゃない。今この時期に、もし変えるんならもう変えとけやと、それはこっちがプッシュすることは出来んのかいね。はあ家は建つとるんだし。まあコンクリート持って逃げりゃあ別だけど。</p>
事務局	<p>そうですね、農地から、農地を農地として使っているの。農地に例えば建物が建っている訳ではありませんので。ちょっと、農業委員会として、農地としては適正に利用されているということで。その辺のことは、ちょっとよく調べてみないと分からない部分はあるんですが、適正に利用されているのでよいのかなとは思うところです。パトロール上も、そうですね、転用されている訳ではないので問題はないかなと思っております。</p>
10 番	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他にはございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので 033-19 の案件について採決を行いたいと思います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。本案件について当委員会としては全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて議案第2号。大石さん、今終わりました。議案通り全会一致で採決となりました。それでは第2号議案、法4条関係ですが、今月は3件かな。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は3件です。</p>
	<p>まず申請番号 034-12、農地の所在は雪田××、登記地目田、面積 16 m²、申請人は◇◇◇◇です。転用目的は現在の墓地が傾斜地にあり参拝に不便なため申請地に移設したいためです。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第</p>

4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 034-13、農地の所在は日和××、登記地目田、面積 10 m²です。申請人は◆◆◆◆です。転用目的は墓地を自宅付近に新設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして 034-14、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積 250 m²、申請人は☆☆☆☆です。転用目的は現状の進入路が傾斜もあり不便なため新たな進入路を整備したいため、です。法第4条第6項の但し書きにより許可出来るものと判断しております。この土地は第3種農地で、農用地区域外です。こちらが追認の案件ですので顛末書が添付されております。

以上3件です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは2号議案の 034-12 の案件について、種委員さん、ご説明をお願いします。

6番

それでは失礼致します。申請番号 034-12 の説明を致します。申請の理由と致しまして先程言われましたように、現在◇◇さんの墓地が家の裏にありまして、見に行ったんですがものすごい傾斜地で、将来参拝が不便ということ判断致しました。そういう意味でここにあります申請地に移転したいという案件です。場所は出羽川に跨る雪田大橋というのがあるんですが、それより瑞穂方面に農免道、これは瑞穂の和田に出る農免道なんですが、その雪田大橋から約 300 メーター行ったところです。選定の理由と致しまして今年4月末に◇◇◇◇さんのご主人が亡くなられてから墓地の移転についていろいろ検討されておりましたけど、◇◇さんところにはなかなかいい場所がなくて、その◇◇さんから約1キロメートル雪田大橋の方に下がった場所に◇◇さんの実家がありまして、そこに移転を決められたという案件です。17日に午前中、◇◇さんの立会の元で三刀推進委員と現地確認を実施しまして、チェックシートを元に面談をしたところ何も問題はないと判断を致しましたので皆さんよろしくお願いを致します。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。三刀推進委員さん、お見えになってますか。

6番

すいません、今日お休みです。

議長

はい、それでは 034-12 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますので挙手して発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

7番

◇◇さんの実家というのはどちらに当たるんでしょうか。

6番

ええっとですね、実家はですね、中雪田いうところなんですが、農免道から分かれて岩屋方面に行くところがありますが、その途中なんです。

7番

それで \$\$ さんとの関係は特にない？

6番

\$\$ さんところが◇◇◇◇さんの実家になるんですね。

7番

これが実家ですね。

6番

ええ。

7番

ぽつんと墓があってどうなんかなと思ひまして。実家ですね。

6 番	<p>\$\$さんとこから◇◇さんとこへ嫁いでいっておられるということで。まあ同じ雪田地域で家があるということなんです。</p>
7 番 議長	<p>分かりました。 他にはございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので 034-12 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。出席委員全会一致で許可相当と決定致します。 続いて 034-13 の案件ですが、大石委員さん、報告をお願い致します。</p>
3 番	<p>はい、失礼します。034-13、墓地への転用について説明します。8月の16日、◆◆◆◆さんの立ち合いの元、和田推進委員さんと現地確認に行きました。場所は一枚めくっていただいて、真ん中に東西に県道三次江津線があります。右側が矢上側で、山を越して出て来たところのすぐの土地になるようなところでございます。◆◆さんはこの場所にだいぶ前に家を建てられて、ずいぶんと長いとこおられるんですが、墓については昔住んでおられたところのご親戚のところにご墓入りをされてましたが、要するに山の中で非常に管理が難しいのでいつか近くに持ってこようと思っておられて、お母さん亡くなられたのを機に近くに持ってきたいということで申請をされました。登記上地目は田になってますが、畑として農作物が植えてありまして、その中の一角を墓地に新しく作りたいという申請でございます。チェックシートに照らし合わせてもみましたが、周りはずべて◆◆さんの土地で、畑で、使っておられ、特に問題はないかなという風に見させてもらいました。よろしくご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。和田推進委員さん、今日はお休みですか。それでは 034-13 の案件ですが、本案件について審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けます。挙手して発言してください。 ございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので 034-13 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。 続いて 034-14 の案件ですが、植田委員さん、お願いします。</p>
7 番	<p>4条の案件の、034-14 についてご説明を致します。地図をご覧ください。場所は県道浜田作木線、役場本庁すぐ横のいわみ西保育所の裏手がこの申請の申請地となります。それで急傾斜ということで、道路の進入路が、この町立の、町の上の辺にちょっと道路けた、半分切れたような道がありますが、あれが急傾斜で今まで使っとられた道路だそうでございますが、なかなか、雪道等もなかなか大変ということで今回の申請になった訳なんですけども。この申請の経緯と致しましては、この申請地の一帯はほ場整備の地区外ということで、山林とか??の多い</p>

	<p>耕作地でありましたが、役場本庁の新築の際に景観の整理とかいうことも必要、または地権者の要望等もありまして耕作地の集約、山林改革、それに伴って使い勝手のいい進入路の整備ということで現在の申請になっておる次第でございます。今回の申請は後継者も帰りまして、今後のための正当な処理が必要と考えて今回の提出になったとお聞きしました。まあ顛末書の案件でございますので現在もう道路となっておりますけども、このままの申請でひとつ承認の方をお願い致したく審議をお願いします。なお8月17日に小泉推進委員さんと、申請人である☆☆☆☆さんとの面談をし、現地の場所、現状の場所も確認と、チェックシート等に照らし合わせながら確認を致しました。ぜひよろしくお願いを致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは034-14の案件について、審議を行います。ご意見、ご質問のある方のご発言をお願いします。小泉さんおみえになってますか、すいません。</p>
推11番 議長	<p>説明通りでございます。よろしく申し上げます。 はい、ありがとうございます。失礼しました。034-14の案件について、ご意見ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし) ないようですのでこれより採決を行います。034-14の案件について、顛末書付きの転用案件であります。許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
事務局	<p>続いて第3号議案ですが、別段の、当委員会が定める別段の面積についてですけども、事務局の方から説明をお願いします。 はい、議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積についてです。変更の理由についてですが、空き家に付属した農地の区域の追加です。この13ページにありますように1アールのところに中野××を追加致します。で、追加の理由としましては6月の総会で指定となっているこの、上にあります中野××と同一の空き家における指定です。その空き家の指定におきましてもう1筆農地があったということで、追加の申請が出されました。以上です。</p>
議長	<p>これ、中野の案件ということなんですが、日野さん、なんかお話されることありますか？日野さんの方からなんかこの、3号議案についてお話されることありますか？</p>
9番	<p>別にありませんけども、先程事務局の日野さんが言われましたように、5月の委員会において説明致しましたようにこの空き家、黒いところが本宅で、その横にちょうど三角の田んぼがありまして、そこが168㎡ですか。その時に申請をされた訳ですが、ちょっとこれ、それから後にこの、今この斜線部分がちょうど昔お母さんが習字教室をやられておられました。そこがたまたま、今回申請されております中野××の田に当たる位置になっておりまして、今回★★★★さんがこれを申請された訳でございますので、どうかよろしくお願いを致します。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございました。本案件について、3号議案、今事務局と日野委員さんの方からご説明がありましたが、この案件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手して発言してください。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、3号議案の別段の、当委員会が定める別段の面積について、今回提出されたこの申請について、許可相当と認められる委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。じゃあ3号議案については全会一致で採択と決定致します。</p> <p>続いて4号議案ですが、4号議案については逐一事務局の方からの説明もございませんので、皆さんの方であらかじめ配布していただいております資料を精査していただきまして、どの案件からでもいいですので、どの案件についてでも結構ですので、ご意見、ご質問がありましたら挙手していただければと思います。皆さん他になにか、ご意見ございませんですか。</p>
8番	<p>ちょっとこれ、以前にも聞いたことがあるかもしれんですけど、この議案書の書き方で、例えばこの一番上の、03-25の**さんの経営面積の中に貸し付けの部分があって、その下の03-26の++さんの経営面積には貸し付けがないですが、これ9月1日、来月1日時点の貸付面積が計上されていることになるんですかね。</p>
事務局	<p>この貸し付け部分については、この**さんが現在誰かに貸している面積で、今回についてはこの自作地からの貸し出しということに。</p>
8番	<p>今回の貸し付け分は入ってない。</p>
事務局	<p>まだ入ってないということです。</p>
8番	<p>9月1日から入る？</p>
事務局	<p>はい、そうですね。</p>
8番	<p>ですから++さんの場合は、9月1日以降にここに貸し付けの。</p>
事務局	<p>貸し付けに代わるということです。</p>
8番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>沖田さんよろしいですか。他になにかございますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので、一応議案ということで採決を行います。第4号議案、4件について一括で上程しますが、本案件についてご了承いただける委員さんの挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。第4号議案については全会一致で了承されました。採択されることに決定しました。</p>
	<p>続いて農地法第3条の3についての件、まあ相続が中心ですが、これについては議案ではありませんので、みなさん、報告になっておりますので、皆さんの方で資料を精査していただきまして、疑問点とかいろいろありましたらそれについて</p>

	<p>ては挙発言していただいて結構ですので、しばし時間を取りますので、皆さんの方でご覧いただいでください。</p> <p>ちょっと事務局の方に照会なんだけど、34の案件なんだけどな、##さんがな、相続の所有権移転受けるということなんだけど、一番上の〇〇〇〇さん、所有権移転、●●●●さん、所有権移転、この2つについては譲り受ける、相続する、所有権移転を受ける面積が載るとるんよ。で、一番下の◎◎◎◎さん、◎◎さん、この方が相続を受けるとなるとるんですが何を相続するかが分からんのよね。</p>
事務局	<p>この2筆ですね。この2筆を相続される、上の。市木××と三日市××。正しくは相続は登記された時点で相続になるんですが、届け出として、農業委員会として農地の管理者ということで登記するまでの間、確定するまでの間の◎◎◎◎さんが管理しますよというような届け出です、ここ時点では。</p>
議長	<p>だけえ◎◎◎◎さんか、この方が××と××の。</p>
8番	<p>この度お母さんが亡くなっちゃって、この一番上のはおじいさんじゃないかな。お父さんはもうだいぶ前に亡くなっと思ってだけえ。</p>
事務局	<p>おじいさんの名義が変えてなくて、この●●さんの持ち分ということで◎◎さんにいっ तरीますよということです。</p>
議長	<p>これいまいちよう分からんのだけどな。これ〇〇さんと●●さんは、亡くなった●●●●さんの持ち分である2筆を、所有権移転を受ける。それでその所有権移転を受けるのはこの2人であって。</p>
事務局	<p>移転を受けるのが一番下の◎◎さんです。</p>
8番	<p>◎◎◎◎が、この度お母さんが亡くなったんですよ。で、そのお母さんの持ち分の中に、◎◎◎◎からいったらおじいさん部分の名義のがお母さんの持ち分の中にあっただらうと思います。で、この度お母さんが亡くなっちゃったけえ、そのまんま◎◎が相続いう形で受けるようになるんじゃないかなと。お父さんはだいぶ前に亡くなっと思ってだけえ、お父さんの分をお母さんが受けて持っっちゃったんじゃないかなと。</p>
事務局	<p>そうです。相続はされてなくて〇〇さん名義。変更登記がされてない、この〇〇さんについては。変更登記がされんまんまここまで来とる状況で、管理者としては●●さん扱いになっとる。</p>
議長	<p>要するに、これまでの権利の移動の関係が曖昧になっったということは今のよく分かったんだけど、今回のこの相続の届け出によって、◎◎◎◎さんがこの2筆の相続権者イコール所有権者になるんだよという。</p>
事務局	<p>今のところそういう予定ですよという届け出です。</p>
議長	<p>そうか、農業委員会は報告だけだけえ、その後実際相続登記するかどうかは別の問題だけえねえ。はい、分かりました。ちょっとこの案件いうのは、普通に読めば一番下の人は何を相続するんだよってことになるかなという気がしたもんで、ちょっと確認しました。</p> <p>もっかい皆さん、何かございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたらこの3条の3については報告を受けたということで了解い</p>

ただきたいと思います。

続いて第5号議案としてですね、事務局の方から詳細についてはご報告いただけますが、邑南町農地パトロール、利用状況調査の実施要領、これを国の方から??で、各農業委員会でこのルールに基づいて今年度から農地パトロールをするんだということになるようです。ちょっと詳細については事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは第5号議案についてですが、邑南町農地パトロール（利用状況調査）実施要領。これごめんなさい、正しくは（案）です、今時点では。についてです。これについて今年度から、昨年までの利用状況調査と荒廃農地調査の2つが一緒になりまして、新しい利用状況調査というものが開始されました。その中でこういった農地パトロール、実施要領というものが全国農業会議所等から出されておりました、その中で農業委員会においては、こういった農地パトロールの実施要領を定め農地パトロールに取り組んでくださいということがありまして、こういったものを議案としてあげさせていただきました。内容としましては主旨であるとか時期、8月から10月におきますとか、内容であるとか、準備、結果の整理等について定めております。おおむねちょっとこれ例がありまして、例に倣った形で作成しておりますが、内容をご確認いただければと思います。よろしくお願ひします。

議長

まあこの実施要領についてはひな形みたいなものがあって、それを邑南町農業委員会という名称を入れて出しとるだけみたいなのもあると思うんですが。これについては特に実施を定めなさいということ、これを提案されとる訳ですが。農地パトロールの内容についてはこの実施要領というよりは、後ほど事務局の方からその他の項目で話があるかと思いますが、今年度の農地パトロールの実施について今までとどこがどう変わったんだというような話もしていただくことになろうかと思いますが、そこで確認していただいた方がより具体的でよく分かるかと思いますが。この邑南町農地パトロールの実施要領についても、一応これ議案となっておりますので、特にご意見とかご質問とか、ありましたら提示していただければ結構ですが、ちょっとこれを。今までと変わったとすれば、ごつう変わったといえるのは、というか今までなかったかなというのは営農型発電設備、太陽光パネルの設置に伴う農地についての適切な営農状況の確認といったようなのが、まあ例が邑南町ではなくはないですが、あんまりなかったということもあって、ちょっと難しいかなというようには散見しています。それとこれ、今度木曜日に推進委員さんに寄っていただいて、今日その他の項目で、今説明がある邑南町農地パトロールについての実施要領についての、地区別に分けての推進委員さんに寄っていただいてお話をしていただくことになってますけども、これなんかはあれになるわけ、第4条で言うると、パトロールの実施に当たっては参加者を集めた農地パトロール推進会議を開催して云々の内容に該当することになるん？

事務局

まさしくその様に。

議長

それで今日今から農業委員、この総会が終わった後でやってもらうのもそれに

	<p>当たるんよね。これを、このものを、これ議案だったから採決せにゃいけんけえね。これの採決が終わったらその他の項目で今の農地のパトロールについての説明会みたいなのをしてもらおうと思うんですが。これ今の5号議案の実施要領の内容について、ご意見ご質問がありましたら受け付けますが。それでなければ一応採決して、次に移りたいと思います。</p>
8 番	<p>この実施の対象及び内容の中で、今ちょっとざっと見る限り1から9までありますけども、1から4、まあ要は5と6と8の部分が、今までの農地パトロールは一応現況目視状態で一応パトロールの確認をさせてもらってったんですけど、この5と6と8の部分は目視だけじゃなくてなんか資料が、また新たに別にパトロールに付くということになるんですか。</p>
事務局	<p>そうですね、今のところではありますが、5については今のところには特にはございません。で、6は市木でちょっと、1件ほどありますので、それについてはお願いをさしてもらおうかなと思います。で、8ですか、8についても今のところ特にはありませんので、あればそれぞれお願いさせていただくような形でよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それじゃあ他にないようでしたらこの5号か、第5号議案の実施要領について、これでご賛同いただける委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) それじゃあ以上で議案の、審議すべき議案については一応全部終わりました。続いてその他ということですが。</p>
	<p>(その他) (1) 事務連絡 (2) その他</p>
	<p>次回の総会は、9月21日(火)13:30からでお願いします。</p>